

対象経費例示一覧

項目	内容	判定	備考
換気の改善	窓設置工事	○	窓の設置とあわせて網戸を設置した場合も補助対象となります。
	網戸設置	○	換気のために、出入口を常に開けることにより虫等の侵入の可能性が高まることから補助対象となります。
	換気扇	○	
	空気清浄機の購入・設置	△	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、風の流れを阻害しない場所へ設置してください。 なお、性能はHEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量は5m ³ /min程度以上のものが望ましい。 (厚生労働省の通知より)
	扇風機の購入・設置	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、風の流れを阻害しない場所へ設置してください。
	サーキュレーター	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、風の流れを阻害しない場所へ設置してください。
設備の改修	センサー式自動蛇口の設置	○	接触機会を減らすことで感染拡大防止に効果があることから補助対象となります。なお、同時に手洗い場もあわせて新設や更新する場合も補助対象となります。
	非接触型給排水設備の導入	○	接触機会を減らすことで感染拡大防止に効果があることから補助対象となります。
	ペーパータオルの設置	○	ペーパータオルホルダーと専用ゴミ箱は補助対象、ペーパー自体は消耗品のため補助対象外となります。
物品の購入	消毒(除菌)マット	△	消毒液は、補助対象外となります。
	非接触型検温器、サーモグラフィ、サーマルカメラ	○	従業員専用や非常口以外の出入口の数と同じ数量の購入にかかる経費のみ補助対象となります。左記のそれぞれの物を同じ場所に設置する場合は、どれか一つのみが補助対象となります。
	防護服	△	接触感染の防止に効果があるため補助対象となります。ただし、耐久性のあるものに限りです。
	サッカー台増設	○	客の密集を防ぐ効果があるため、補助対象となります。
	順番待ち位置印ステッカー	○	耐久性のあるものであれば補助対象となります。(養生テープなどで作成した一時的な対策は不可)
	飛沫防止シート	○	
	席区分け、アクリル板の設置	○	
	ビニールカーテン	○	
つい立、仕切りなど	○		

※カラーコーン、パー、展示用パネル、テントなど他の用途に広く利用できる汎用性のあるものは対象外です。